

平成29年度

行政評価外部評価報告書

平成30年1月

鯖江市行政評価委員会

鯖江市長 牧野 百男 様

鯖江市の事務事業について、鯖江市行政評価委員会による評価を実施し、このたび本報告書を取りまとめましたので報告いたします。

平成30年1月29日

鯖江市行政評価委員会

委員長	井上 武史
副委員長	野尻 利雄
委員	千葉真貴子
委員	園 昇
委員	杉森 和代

－ 目次 －

1	はじめに	・ ・ ・ ・ ・	1
2	評価対象	・ ・ ・ ・ ・	1
3	評価手順	・ ・ ・ ・ ・	1
4	評価結果	・ ・ ・ ・ ・	1
5	評価対象事業および評価結果一覧	・ ・ ・ ・ ・	2
6	総括	・ ・ ・ ・ ・	2
7	おわりに	・ ・ ・ ・ ・	3
＜個別評価結果＞			
	個別評価票の見方	・ ・ ・ ・ ・	5
	特定不妊治療助成事業	・ ・ ・ ・ ・	7
	地域営農再生推進事業	・ ・ ・ ・ ・	9
	鯖江の頑張るリーダー企業支援事業補助金	・ ・ ・ ・ ・	11
	中学校自転車通学損害保険加入促進事業	・ ・ ・ ・ ・	13
	市民提案による参加と協働のまちづくり事業	・ ・ ・ ・ ・	15
＜資料編＞			
	鯖江市行政評価委員会の開催経過	・ ・ ・ ・ ・	18
	鯖江市行政評価委員会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	18
	鯖江市行政評価委員会設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	19

1 はじめに

鯖江市においては、平成27年度に策定しました『鯖江市まち・ひと・しごと創生総合戦略』に基づき、さまざまな施策に取り組んでいます。総合戦略の着実な推進を図ることを目的に、行政評価制度を活用し、平成30年度の方角性について、行政による内部評価を実施したところであります。この度、市民の目線に立った評価の透明性と客観性をより高めるために、学識経験者、総合戦略推進会議委員、市民主役条例推進委員会委員など5名の委員で構成された「鯖江市行政評価委員会」を設置し、第三者の視点による外部評価を実施しました。

2 評価対象

鯖江市行政評価委員会が行う外部評価の対象は、鯖江市が実施した「事務事業評価」としました。ただし、行政評価対象の469の事務事業すべてを対象に外部評価を行うことは、限られた時間と労力の点から困難です。そこで、今回は「補助事業（対象を特定しない個人・企業等への補助）」に焦点を当て、該当する50事業の中から、5事業を選択しました。

3 評価手順

- ① 評価する事務事業を選択しました。
 - ・ 委員会で、評価対象事務事業を選択
- ② 選択した事務事業について、個別の評価を実施しました。
 - ・ 事務事業評価調書に基づき、担当課へのヒアリング実施
 - ・ 質疑討論を踏まえ、方角性の評価や付帯意見の整理などを実施（方角性は「事務改善」、「内容拡大」、「内容縮小」、「維持」、「廃止・休止」、「統合」の6区分）
- ③ 評価結果の比較や行政評価システムの意見交換を行いました。
- ④ 最後に、外部評価についての総括を行いました。

4 評価結果

評価を行った5事務事業の方角性についての評価結果は、「維持」とした事業が4事業、「統合」とした事業が1事業となりました。5つの事業について内部評価と外部評価の結果が同様となりました。

【抽出事務事業の評価結果比較表】

方角性	内部評価	外部評価
維持	4	4
統合	1	1

5 評価対象事業および評価結果一覧

No.	事業名	所管課	内部評価	外部評価
1	特定不妊治療助成事業	健康づくり課	維持	維持
2	地域営農再生推進事業	農林政策課	維持	維持
3	鯖江の頑張るリーダー企業支援事業 補助金	商工政策課	統合	統合
4	中学校自転車通学損害保険加入促進 事業	学校教育課	維持	維持
5	市民提案による参加と協働のまちづ くり事業	市民まちづくり 課	維持	維持

6 総括

- (1) 事務事業評価に関しては、各事業の所管部署へのヒアリングを実施し、事業内容の理解を深めた上で評価を行いました。方向性については、すべての事業で内部評価と同様の評価となりました。ただし、外部評価が同じ「維持」や「統合」であっても、その内容は必ずしも同じではありません。あらゆる事務事業で様々な改善が行われてきたことを評価しつつ、事務事業ごとに付された委員の意見を踏まえて、より効果のある事業にする取組みとなるよう、見直しをお願いします。

補助金事業の評価については、補助要件の公平性や、補助制度の広報、利用者の負担率、事業の継続性、補助金の効果といった、様々な基準を踏まえる必要があります。これまで、市においても、補助金の改善について利用者の立場に立ちながら行われてきたことを評価した上で、本委員会では、事業の長期的な目標(最終的にどのような状態を目指すのか)を明確にして補助事業を行うことを求める意見が多くありました。また、補助制度がすべての市民、補助金を必要としている方へ周知されていないような点も見受けられましたので、周知・広報について、更に力を入れていただきたいと思います。

そして、内部評価が市民の目線を十分に反映するよう、行政評価委員会だけでなく市民からも多くのコメントが寄せられるよう、内部の評価結果を積極的に広報し、あらゆる事務事業について少しでも市民目線から改善に向けて取り組むことが必要と考えます。

その他、具体的な点に関しては下記のとおりです。

〈評価票の内容について〉

① 事業の目的

施策の目的に向け、様々な補助制度が組み立てられていることと理解します。目的を達成するために、補助制度の内容を改善する必要があると考えます。事業を継続していく中で、補助することだけが目的とならないよう、長期的な

目標を明確にして、事業に取り組まれることを望みます。

② 外部評価について

評価調書等の資料について、委員会での評価をよりスムーズに行うために、委員が見やすい資料を作成することを望みます。また、外部評価の実施時期については、委員会での評価が円滑に反映されるよう、予算要求前に実施するなど、より適切な時期に行うことを検討する必要があります。

- (2) 委員会では、各事業に対し多様な意見が出され活発な議論が行われました。外部評価の結果、付帯意見については、所管課で対応策を検討することですが、評価委員会の意見が次年度にどう反映され、実施されたのかを公開することがPDCAサイクルを貫徹するために必要と考えます。
- (3) 今回は補助金を対象に50の該当事業の中から5つを抽出して評価を行いました。今回の意見には、抽出された事業のみならず、あらゆる補助金事業にとって重要な点も含まれていることから、全補助金事業のあり方を考える際にも積極的に生かしていただきたいと思います。また、補助金事業は調書にはない独自の評価視点も求められることから、補助金事業を対象とした評価を別途実施することも検討いただきたいと考えます。

7 おわりに

この外部評価は、市民に密着した、透明性の高い市政運営を推進するための取組みである行政評価の一翼を担うものであり、今年度で9回目となります。

この報告書は、各行政評価委員が「市民の目線・生活者の視点」にたち、第三者の立場から評価した結果としてまとめたものであります。また、個別の事務事業の評価結果については、まとめて後述します。

最後に、改めて強調したい点として、外部評価結果は行政側の評価と同様でしたが、それに満足することなく、不断の改善を心がけていただきたいと思います。また、様々な補助制度が存在する中で、今回評価を受けなかった事業についても、市民の目線、サービスを受ける人の目線で事業がなされているか、今一度、振り返る必要があると考えます。その際、この報告書に記載されたことを踏まえ、事業に活かしていただくことを望みます。

個別評価結果

H29の事業名称

平成29年度 事務事業評価_事務事業調書 (評価対象事業)

事業名	特定不妊治療費助成事業	事業コード	2067
-----	-------------	-------	------

総合戦略における体系

総合戦略	基本施策体系	基本目標	基本施策	実施施策
		若くて元気のまちの創造	生涯現役で生涯青春のまち	健康づくりと介護予防の推進

332

PLAN(計画)	部署名	健康づくり課	開始年度	2006	終了年度	9999
	目的	不妊治療のうち、体外受精および顕微授精については、医療保険が適用されず治療費が高額なため、その経済的負担の軽減を図り、治療を受ける機会を増やす。				
	概要	一定の要件に該当する人に、1年度につき1回あたり10万円を限度に年3回まで、助成金を交付する。(ただし、新規申請に限り、治療期間の初日における妻の年齢が39歳以下である場合は、初年度に限り年間6回まで可)併せて男性不妊治療の助成も可。				
	法令根拠	法令上、市職員が実施すべき根拠がある場合、根拠を掲載				
	実施形態	現在	市直営	現在の実施形態について、市直営や民間委託等から選択		
	内容	特定不妊治療(体外受精および顕微授精)を受け、助成金の交付対象者となり得る夫婦の申請により、1年度あたり3回まで(新規申請で治療期間初日において妻が39歳以下の場合は、初年度に限り年間6回まで)の助成をおこなう。				

開始年度不明の場合は 0000
終了年度未定の場合は 9999

法令上、市職員が実施すべき根拠がある場合、根拠を掲載

現在の実施形態について、市直営や民間委託等から選択

DO(実施)	活動指標								
	指標名		単位	年度	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
	制度の周知活動(広報・HP掲載回数)		回		目標値	2	2	2	2
					実績値	2	2	2	2
	成果指標								
	指標名		単位	年度	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
	助成対応率		%		目標値	100	100	100	100
					実績値	100	99.2	100	100
	計算根拠	助成件数/申請件数			達成率(%)	100	99.2	100	100
					実数値	85/85	125/126	134/134	112/112
			ランク	A	A	A	A		
事業委員	正規職員		会計	一般会計					
	臨時・嘱託		事業タイプ	単独事業					
	※所要時間	96	経費区分	補助費等					

成果指標の目標値を達成するために行った活動の結果
※数値化できない場合は設定困難

事業に従事する職員数を1年間の執務状況を換算して表示
[計算例]
2人の職員が1年の内2ヶ月間毎日、1日の半分の時間、当該事務事業の執務を行っている場合
 $2人 \times (2/12 \text{ヶ月}) \times (1/2 \text{日}) = 0.17 \text{人}$
※人数で示せない場合に限り、所要時間で表示 (例: 45時間)

事業を実施して得られた成果の結果
達成率は目標値に対する実績値の割合
達成ランクはA: 95%以上、B: 80%以上~95%未満、C: 80%未満
実数値は目標値・実績値が「%」表示の場合、分母分子(例: 45/50)を入力

平成29年度 事務事業評価_事務事業調書 (評価対象事業)

CITIZEN (評価)	【ニーズ】 住民等のニーズは十分に ありますか。 <input type="checkbox"/> ある	根拠 医療保険が適用されず高額な治療費がかかるため、経済的な理由で治療をあきらめざるを得ない夫婦においても、公的助成があることで治療が受けやすくなる。
	【行政関与】 行政が実施すべき事業で すか。 <input type="checkbox"/> はい	根拠 少子化対策として、重要な施策である。
	【競合】 国、県、または民間のサー ビスと競合している事業は ないですか。 <input type="checkbox"/> ある	主体 県 事業名 特定不妊治療費助成事業 【廃止可能性】 ある場合、当該事業の廃 止は可能ですか。 <input type="checkbox"/> 不可能 根拠 県の事業の申請後に、残りの治療費を助成しており、経済的負担軽減のために必要である。
	【類似重複】 本市の事務事業の中で、 目的や概要が類似する事 務事業はないですか。 <input type="checkbox"/> ない	根拠 県の事業の申請後に、残りの治療費を助成しており、経済的負担軽減のために必要である。
	【コスト削減】 今以上に、コストを削減す る余地はありますか。 <input type="checkbox"/> ない	根拠 経済的負担を軽減し、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するための助成制度である。コストは助成費以外に文書の郵送のみであり、削減することは困難である。
	【財源確保】 今以上に、財源を確保す る方法はありませんか。 <input type="checkbox"/> なし	根拠 経済的負担を軽減し、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するための市独自の助成制度であるため。
【成果向上】 今以上に、成果を向上させ る余地はありますか。 <input type="checkbox"/> ない	根拠 対象となる市民が限定され、また申請者には適正な審査をして助成しているため、成果は十分である。	
ACTION	【平成29年度 取組み】	<input type="checkbox"/> 維持
	【平成30年度 方向性】	<input checked="" type="checkbox"/> 維持
平成29年度取組み	妻の年齢が39歳以下の新規申請者は、年度内6回まで助成。それ以外の人は年3回の助成を行っているが、早産による母体の負担や治療による出産率の低下等を考慮して国の制度に合わせて、43歳未満までに年齢制限をする。申請の受理から助成金の交付までの事務を円滑に行う。助成要件に「市税を滞納していない」「続江市に1年以上住んでいる」ことを追加する。	平成30年度計画 助成制度についての情報提供等は、市の他に県や医療機関等でも十分行っており、必要本人への周知はできている。市としては、まだ治療を受けていない人への不妊に関する相談窓口を紹介したり、今後は少しでも妊育性の高い年齢での安全な妊娠率を上げることの重要性を周知するため、思春期等早い時期に教育等の導入を検討していく。

事業に対する市民ニーズが十分にあるかどうかの判断と根拠

行政が関与する必要があるかどうかの判断と根拠

国や県、民間等において、同様の事業が行われていないか

本市の事務事業の中に目的・概要が類似したものがないかどうか

事業に関する経費について、成果を低下させずに削減する余地があるかどうかの判断と根拠

事業の財源について、現在以上に特定財源を確保する方法があるかどうかの判断と根拠

事業の目的達成に向けて、現在の水準以上に向上させる余地があるかどうかの判断と根拠

平成30年度の方向性 (内部評価)
「事務改善」「内容拡大」「内容縮小」「維持」「終了」「廃止・休止」「統合」から選択

外部評価結果

【平成30年度 方向性】	<input checked="" type="checkbox"/> 維持
委員会の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報（ホームページ）の改善を行うこと。 ・ 地方創生の少子化対策に直結するきわめて重要な事業であることから、成果の状況を見ながら、市の補助金の割合について柔軟な引き上げを検討いただきたい。 ・ 不妊治療は、経済的な負担だけでなく、手続面で負担、治療への精神的な負担、職場での負担等もあることから、総合的な負担の軽減となるような体制づくりをお願いしたい。

外部評価委員による主な意見

平成30年度の方向性 (外部評価)
「事務改善」「内容拡大」「内容縮小」「維持」「廃止・休止」「統合」から選択

平成29年度 事務事業評価_事務事業調書 (評価対象事業)

事業名	特定不妊治療費助成事業	事業コード	2067
-----	-------------	-------	------

総合戦略	基本施策体系	基本目標	基本施策	実施施策	332
		若くて元気のまちの創造	生涯現役で生涯青春のまち	健康づくりと介護予防の推進	

PLAN(計画)	部署名	健康づくり課	開始年度	2006	終了年度	9999
	目的	不妊治療のうち、体外受精および顕微授精については、医療保険が適用されず治療費が高額なため、その経済的負担の軽減を図り、治療を受ける機会を増やす。				
	概要	一定の要件に該当する人に、1年度につき1回あたり10万円を限度に年3回まで、助成金を交付する。(ただし、新規申請に限り、治療期間の初日における妻の年齢が39歳以下である場合は、初年度に限り年間6回まで可)併せて男性不妊治療の助成も可。				
	法令根拠					
	実施形態	現在	市直営	特定不妊治療(体外受精および顕微授精)を受け、助成金の交付対象者となり得る夫婦の申請により、1年度あたり3回まで(新規申請で治療期間初日において妻が39歳以下の場合は、初年度に限り年間6回まで)の助成をおこなう。事業の流れとして、申請書の受理、審査、助成金の交付の可否決定、決定通知、助成金の交付となる。		

DO(実施)	活動指標								
	指標名		単位	年度	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
	制度の周知活動(広報・HP掲載回数)		回	目標値	2	2	2	2	2
				実績値	2	2	2	2	
	成果指標								
	指標名		単位	年度	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
	助成対応率		%	目標値	100	100	100	100	100
				実績値	100	99.2	100	100	
	計算根拠	助成件数/申請件数		達成率(%)	100	99.2	100	100	
				実数値	85/85	125/126	134/134	112/112	
		ランク	A	A	A	A			
事業要員	正規職員		タイプ	会計	一般会計				
	臨時・嘱託			事業タイプ	単独事業				
	※所要時間	96		経費区分	補助費等				

平成29年度 事務事業評価_事務事業調書 (評価対象事業)

CIECIC(評価)	必要性	【ニーズ】 住民等のニーズは十分に ありますか。 <input type="checkbox"/> ある	根拠	医療保険が適用されず高額な治療費がかかるため、経済的な理由で治療をあきらめざるを得ない夫婦においても、公的助成があることで治療が受けやすくなる。	
		【行政関与】 行政が実施すべき事業で すか。 <input type="checkbox"/> はい	根拠	少子化対策として、重要な施策である。	
	効率・効果	【競合】 国、県、または民間のサー ビスと競合している事業は ないですか。 <input type="checkbox"/> ある	主体	県	【廃止可能性】 ある場合、当該事業の廃 止は可能ですか。 <input type="checkbox"/> 不可能
			事業名	特定不妊治療費助成事業	
			根拠	県の事業の申請後に、残りの治療費を助成しており、経済的負担軽減のために必要である。	
	有効性	【類似重複】 本市の事務事業の中で、 目的や概要が類似する事 務事業はないですか。 <input type="checkbox"/> ない	所管課		【統廃合可能性】 ある場合、当該事業の統 廃合は可能ですか。 <input type="checkbox"/>
事業名					
		根拠			
	【コスト削減】 今以上に、コストを削減す る余地はありますか。 <input type="checkbox"/> ない	根拠	経済的負担を軽減し、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するための助成制度である。コストは助成費以外に文書の郵送のみであり、削減することは困難である。		
	【財源確保】 今以上に、財源を確保す る方法はありませんか。 <input type="checkbox"/> なし	根拠	経済的負担を軽減し、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するための市独自の助成制度であるため。		
	【成果向上】 今以上に、成果を向上させ る余地はありますか。 <input type="checkbox"/> ない	根拠	対象となる市民が限定され、また申請者には適正な審査をして助成しているため、成果は十分である。		

ACTION	【平成29年度 取組み】	<input type="checkbox"/> 維持	【平成30年度 方向性】	<input type="checkbox"/> 維持
	平成29年度取組み	妻の年齢が39歳以下の新規申請者は、年度内6回まで助成、それ以外の方は年3回の助成を行っているが、高齢出産による母体の負担や治療による出産率の低下等を考慮して国の制度に合せて、43歳未満までに年齢制限をする。申請の受理から助成金の交付までの事務を円滑に行う。助成要件に「市税を滞納していない」「鯖江市に1年以上住んでいる」ことを追加する。	平成30年度計画	助成制度についての情報提供等は、市の他に県や医療機関等でも十分行っており、必要な人への周知はできている。市としては、まだ治療を受けていない人への不妊に関する相談窓口を紹介したり、今後は少しでも妊育性の高い年齢での安全な妊娠率を上げることの重要性を周知するため、思春期等早い時期に教育等の導入を検討していく。

外部評価結果

【平成30年度 方向性】 維持

- 委員会の意見
- ・ 広報（ホームページ）の改善を行うこと。
 - ・ 地方創生の少子化対策に直結するきわめて重要な事業であることから、成果の状況を見ながら、市の補助金の割合について柔軟な引き上げを検討いただきたい。
 - ・ 不妊治療は、経済的な負担だけでなく、手続き面での負担、治療への精神的な負担、職場での負担等もあることから、総合的な負担の軽減となるような体制づくりをお願いしたい。

平成29年度 事務事業評価_事務事業調書 (評価対象事業)

事業名	地域営農再生推進事業	事業コード	1396
-----	------------	-------	------

総合戦略	基本施策体系	基本目標	基本施策	実施施策	154
		魅力ある雇用の創出	もうかる農業経営の確立	農業基盤の整備促進	

PLAN(計画)	部署名	農林政策課	開始年度	1968	終了年度	9999
	目的	農業経営所得安定対策制度による食と地域の再生に向けて、水田利用の高度化・生産性の向上のため、水稲と麦・大豆等を組み合わせた2年3作体系を中心に、水田農業の体質強化を図ると同時に、生産者の所得安定も図る。				
	概要	転作（基幹作物）および周年作付けを推進・振興することで、米の適正な需給調整の実施と農用地の有効利用を図る。 ・転作麦の作付 305ha×5,500円/10a=16,775千円 ・転作大豆の作付 5ha×5,500円/10a=275千円 ・転作そばの作付 15ha×5,500円/10a=825千円 ・良質大豆助成 130ha×200kg/10a×3円/kg=780千円 ・加工用米助成 170ha×3,500円/10a=5,950千円 ・飼料用米販売促進助成 60ha×2,000円/10a=1,200千円 <周年作麦跡大豆・そば・景観用・特産品助成> ・大豆 125ha×6,000円/10a=7,500千円 ・そば 110ha×2,000円/10a=2,200千円 ・景観用（菜花・コスモス） 2ha×4,000円/10a=80千円 ・特産品（ブロッコリー・キャベツ） 7ha×10,000円/10a=700千円 <水田への景観用さばえ菜花作付助成> ・5ha×4,000円/10a=200千円 総計 36,485千円				
	法令根拠					
実施形態	現在	補助金等交付				
内容	農業経営所得安定対策で確認した表作の大麦、大豆、野菜等および周年作の大豆、ソバ等に対し、市が作付け実績に応じた補助金を交付する。					

DO(実施)	活動指標								
	指標名		単位	年度	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
	※設定困難			目標値					
				実績値					
	成果指標								
	指標名		単位	年度	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
	麦・大豆・そばの団地化による作付け		ha	目標値	410	410	380	380	380
				実績値	317	310	318	320	
	計算根拠	農業経営所得安定対策制度による面積		達成率(%)	77.3	75.6	83.7	84.2	
				実数値					
			ランク	C	C	B	B		
事業要員	正規職員	0.8	タイプ	会計	一般会計				
	臨時・嘱託			事業タイプ	単独事業				
	※所要時間	0		経費区分	補助費等				

平成29年度 事務事業評価_事務事業調書 (評価対象事業)

C I E I C (評 価)	必要性	【ニーズ】 住民等のニーズは十分に ありますか。 <input type="text" value="ある"/>	根拠	市全体の調和の取れた農業の発展を図り、農地の荒廃を防ぎ、地域環境の保全が必要とされている。	
		【行政関与】 行政が実施すべき事業で すか。 <input type="text" value="はい"/>	根拠	市全体の調和の取れた農業の発展を図るために必要。	
	効率・効果	【競合】 国、県、または民間のサー ビスと競合している事業は ないですか。 <input type="text" value="ない"/>	主体		【廃止可能性】 ある場合、当該事業の廃 止は可能ですか。 <input type="text"/>
			事業名		
		【類似重複】 本市の事務事業の中で、 目的や概要が類似する事 務事業はないですか。 <input type="text" value="ない"/>	所管課		【統廃合可能性】 ある場合、当該事業の統 廃合は可能ですか。 <input type="text"/>
			事業名		
有効性	【コスト削減】 今以上に、コストを削減す る余地はありますか。 <input type="text" value="ない"/>	根拠	今までの主食用米偏重から農家自らの判断で、需要のある作物を生産する国の新たな農業政策により、今後も麦、大豆等の振興は必要のため、今以上にコストを削減する余地はない。		
	【財源確保】 今以上に、財源を確保す る方法がありますか。 <input type="text" value="なし"/>	根拠	生産調整関係の面積助成のため、受益者負担を求めるものでもなく、国は産地確立交付金などの手当てをしているため。		
	【成果向上】 今以上に、成果を向上させ る余地はありますか。 <input type="text" value="ある"/>	根拠	調整水田、自己保全等の不作付けでの生産調整から、麦・大豆・そばでの生産調整への切り替えを進めることで成果の向上を図る。		

A C T I O N	【平成29年度 取組み】 <input type="text" value="維持"/>	【平成30年度 方向性】 <input type="text" value="維持"/>
	平成29年度取組み 大麦、大豆、そばの作付けを継続していくと同時に、国が勧める新規需要米の生産振興にも力を入れる。	平成30年度計画 平成30年以降、国による生産調整はなくなるが、今後も需要のある作物の生産を行っていくため、水稻以外の大麦、大豆、そば等、転作作物の作付推進を継続する。

外部評価結果

【平成30年度 方向性】

- 委員会の意見
- ・活動指標が「設定困難」となっているが、設定可能な活動指標を設定する。
 - ・国の方針が定まらない中ではあるが、国の動向を注視しながらも市としての方向性をしっかりと定めておく必要がある。

平成29年度 事務事業評価_事務事業調書 (評価対象事業)

事業名	鯖江の頑張るリーダー企業支援事業補助金	事業コード	2925
-----	---------------------	-------	------

総合戦略	基本施策体系	基本目標	基本施策	実施施策
		魅力ある雇用の創出	眼鏡のチタン加工技術を活かした新産業の創造	企業の経営基盤強化

111

PLAN(計画)	部署名	商工政策課	開始年度	2011	終了年度	9999
	目的	企業が行う産地の活性化を目指す先見性のあるものづくり事業、それを支える人づくり事業や市場開拓事業を補助することを通じ、地場産業の振興に資する。				
	概要	市内の企業等が実施する事業に対して、下記のメニューに沿った補助金を支出する。(①地域産業人材育成支援事業、②地域産業組合等活力強化支援事業、③地域産業販路拡大支援事業、④産学官連携促進支援事業⑤海外市場販路開拓支援事業(H26～)、⑥デザインによるブランド育成支援事業⑦異分野見本市等出展支援事業⑧眼鏡直販ショップ開設促進事業起業⑨起業・創業促進支援事業⑩起業者(I T)等市内定住促進事業⑪市場調査支援事業(H27～)⑫創業スタートアップ支援事業⑬小規模製造業設備投資支援事業(H29～))				
	法令根拠	なし(鯖江市商工政策課補助金要綱)				
	実施形態	現在	補助金等交付			
	内容					

DO(実施)	活動指標								
	指標名		単位	年度	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
	事業広報の実施		回	目標値	3	3	3	3	3
				実績値	3	3	3	3	
	成果指標								
	指標名		単位	年度	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
	鯖江の頑張るリーダー企業支援事業の実績数(活用企業数)		件	目標値	42	43	44	45	37
				実績値	29	46	54	37	
	計算根拠	10メニュー全体を対象に、活用した企業の総数	達成率(%)	69.0	107.0	122.7	82.2		
			実数値						
		ランク	C	A	A	B			
事業要員	正規職員	0.2	会計	一般会計					
	臨時・嘱託		事業タイプ	単独事業					
	※所要時間	0	経費区分	補助費等					

平成29年度 事務事業評価_事務事業調書 (評価対象事業)

C I E I C (評 価)	必要性	【ニーズ】 住民等のニーズは十分に ありますか。 <input type="text" value="ある"/>	根拠	人づくりや市場開拓等については、企業等のニーズは十分にある。	
		【行政関与】 行政が実施すべき事業で すか。 <input type="text" value="はい"/>	根拠	行政の重点施策方針や現場のニーズに応じた柔軟な運用が求められるとともに、補助金の審査等において、企業の未公表の取り組みや市税の納付状況等の確認作業など、企業の機密に関する事項があるため、漏洩防止の観点からも職員が執務すべきである。	
	効率・効果	【競合】 国、県、または民間のサー ビスと競合している事業は ないですか。 <input type="text" value="ない"/>	主体 事業名		【廃止可能性】 ある場合、当該事業の廃 止は可能ですか。 <input type="text"/>
		【類似重複】 本市の事務事業の中で、 目的や概要が類似する事 務事業はないですか。 <input type="text" value="ない"/>	所管課 事業名		【統廃合可能性】 ある場合、当該事業の統 廃合は可能ですか。 <input type="text"/>
	有効性	【コスト削減】 今以上に、コストを削減す る余地はありますか。 <input type="text" value="ない"/>	根拠	補助要綱に基づくため	
		【財源確保】 今以上に、財源を確保す る方法はありませんか。 <input type="text" value="なし"/>	根拠	眼鏡・繊維・漆器の地場産業に携わる企業、個人および特定の地域産業組合を対象とした、取り組みに見合った内容の補助金であるため、当該事業に該当するような財源はない。	
【成果向上】 今以上に、成果を向上させ る余地はありますか。 <input type="text" value="ある"/>		根拠	補助金について情報を十分に周知させることで、申請者を増やし有効活用できる。		

A C T I O N	【平成29年度 取組み】 <input type="text" value="維持"/>	【平成30年度 方向性】 <input type="text" value="統合"/>
	平成29年度取組み 海外販路開拓や異分野進出、新製品販路開拓補助など、各種補助金を活用し市内の頑張る企業を引き続き支援する。	平成30年度計画 海外販路開拓や異分野進出、人材育成、新製品販路開拓補助等、各種補助金を活用し、市内の頑張る企業を引き続き支援する。 145 (チャレンジ企業応援補助金) と統合。

外部評価結果

【平成30年度 方向性】

- 委員会の意見
- ・ 成果指標の目標値を下方修正しているが、見直してほしい。
 - ・ 申請件数を増やすためには、申請者の目線に立つことが必要だと考える。事例紹介など申請者が事業の魅力を具体的にイメージできる工夫をしてもらいたい。

平成29年度 事務事業評価_事務事業調書 (評価対象事業)

事業名	中学校自転車通学損害保険加入促進事業	事業コード	3304
-----	--------------------	-------	------

総合戦略	基本施策体系	基本目標	基本施策	実施施策	433
		安心で快適に暮らせるまちの創造	みんなでつくろう安全・安心なまち	交通安全の推進	

PLAN(計画)	部署名	学校教育課	開始年度	2015	終了年度	9999
	目的	中学校の自転車通学生、自転車通学時における損害保険等に加入した場合に、補助を実施することによって、自転車通学の損害保険等の加入を促進し、安全な通学を図る。				
	概要	中学生の自転車通学に対し、損害保険加入を一部補助し、安全・安心な通学を支援する。				
	法令根拠					
	実施形態	現在	補助金等交付			
	内容	中学校の自転車通学生、自転車通学時における損害保険加入の一部補助する。				

DO(実施)	活動指標								
	指標名		単位	年度	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
	中学校自転車通学生への広報数		人	目標値			1,721	1,677	1,648
				実績値			1,721	1,677	
	成果指標								
	指標名		単位	年度	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
	損害保険加入者への補助件数		件	目標値			550	550	550
				実績値			574	525	
	計算根拠			達成率(%)			104.4	95.5	
				実数値					
		ランク				A	A		
事業要員	正規職員		タイプ	会計	一般会計				
	臨時・嘱託			事業タイプ	単独事業				
	※所要時間	0		経費区分	補助費等				

平成29年度 事務事業評価_事務事業調書 (評価対象事業)

C I E M I C (評 価)	必要性	【ニーズ】 住民等のニーズは十分に ありますか。 <input type="text" value="ある"/>	根拠	中学校の自転車通学生の損害保険に加入することで、安全な通学を図ることができる。	
		【行政関与】 行政が実施すべき事業で すか。 <input type="text" value="はい"/>	根拠	中学生自転車通学をする生徒の損害保険加入促進事業は、市が支援する必要がある。	
	効率・効果	【競合】 国、県、または民間のサー ビスと競合している事業は ないですか。 <input type="text" value="ない"/>	主体		【廃止可能性】 ある場合、当該事業の廃 止は可能ですか。 <input type="text"/>
			事業名		
		根拠			
	有効性	【類似重複】 本市の事務事業の中で、 目的や概要が類似する事 務事業はないですか。 <input type="text" value="ない"/>	所管課		【統廃合可能性】 ある場合、当該事業の統 廃合は可能ですか。 <input type="text"/>
			事業名		
根拠					
有効性	【コスト削減】 今以上に、コストを削減す る余地はありますか。 <input type="text" value="ない"/>	根拠	事業の一部補助である。		
	【財源確保】 今以上に、財源を確保す る方法がありますか。 <input type="text" value="なし"/>	根拠	市の単独事業であり他からの補助はない。		
	【成果向上】 今以上に、成果を向上させ る余地はありますか。 <input type="text" value="ない"/>	根拠	今実施事業は成果を上げている。		

A C T I O N	【平成29年度 取組み】 <input type="text" value="維持"/>	【平成30年度 方向性】 <input type="text" value="維持"/>
	平成29年度取組み 中学校の自転車通学生が損害保険等に加入した場合に、補助を実施することで、自転車通学生徒の損害保険等の加入を促進し、安全な通学を図る。	平成30年度計画 中学校の自転車通学生が損害保険等に加入した場合に、補助を実施することで、自転車通学生徒の損害保険等の加入を促進し、安全な通学を図る。また、未加入、補助申請をされていない生徒に対しては損害保険の加入を促進していく。

外部評価結果

【平成30年度 方向性】

- 委員会の意見
- ・ 成果指標が件数で数値が固定されているが、対象数が毎年異なるため、加入率に変更した方が良い。
 - ・ 自転車通学生とそうでない生徒、部活動時のみ使用の生徒に対して公平性の観点から、配慮が必要と考えられる。
 - ・ 将来的には保険の全員加入を目指すよう、長期的な施策の展開を図ってもらいたい。
 - ・ 様々な保険制度が存在するなかで、利用者の負担が少なく済むような保険内容を福井県PTA連合会と協議を進めてもらいたい。

平成29年度 事務事業評価_事務事業調書 (評価対象事業)

事業名	市民提案による参加と協働のまちづくり事業(まちづくり基金事業)	事業コード	840
-----	---------------------------------	-------	-----

総合戦略	基本施策体系	基本目標	基本施策	実施施策	251
		若者が住みたくなるまちの創造	参加と協働による市民主役	市民主役の推進	

PLAN(計画)	部署名	市民まちづくり課	開始年度	2006	終了年度	9999
	目的	市民提案による新たな公益的事業を創造することで、市民の公共サービスへの参画を進め、参加と協働による市民主役のまちづくりを推進する。				
	概要	市民からの寄付金(ふるさと納税を含む)と市費を積み立てた「まちづくり基金」を活用し、市民団体が自主・自発的に行う、まちづくりに役立つ公益的事業の実践を促進するため、補助金を交付する。みんなでまちづくり部門(上限30万円)およびチャレンジまちづくり部門(上限10万円)の2部門で実施。				
	法令根拠	市民提案による参加と協働のまちづくり事業 まちづくり基金事業補助金交付要綱				
	実施形態	現在	補助金等交付			
	内容	申請者からの申請(事業提案)に基づき、市民委員による審査委員会の決定を受け補助金を交付する。				

DO(実施)	活動指標								
	指標名		単位	年度	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
	まちづくり基金事業の広報		回	目標値	1	1	1	1	1
				実績値	1	1	1	1	
	市民活動団体等へのまちづくり基金事業への応募奨励通知件数		件	目標値	100	100	110	110	110
				実績値	114	119	123	112	
	成果指標								
	指標名		単位	年度	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
	まちづくり基金提案事業数のうち新規提案された事業の数の比率		%	目標値	50	50	50	50	50
				実績値	93.8	75	72.7	80	
計算根拠	基金積立金150万円が固定のため、大幅な提案数の増加はいたずらに不採用団体を増やすことになる。新規事業の提案を半数以上確保し、市民団体が行う新たな公益的事業を発掘する。		達成率(%)	187.6	150	145.4	160		
			実数値	15/16	6/8	8/11	8/10		
			ランク	A	A	A	A		

事業要員	正規職員	0.1	タイプ	会計	一般会計
	臨時・嘱託			事業タイプ	単独事業
	※所要時間	0		経費区分	補助費等

平成29年度 事務事業評価_事務事業調書 (評価対象事業)

CIEIC(評価)	必要性	【ニーズ】 住民等のニーズは十分に ありますか。 <input type="text" value="ある"/>	根拠	平成20年度に市民団体に 対しアンケート調査を行い、 既応募団体の8割、未応募 団体の4割に今後の応募の 意志があることを把握して いる。また、活動資金の不 足に悩む団体が 多いことからニーズは十分 にある。	
		【行政関与】 行政が実施すべき事業で すか。 <input type="text" value="はい"/>	根拠	交付対象者が行う活動によ って広範にわたり第三者に も受益が及ぶ事業に対する 補助金・交付金交付事業	
	効率・効果	【競争】 国、県、または民間のサー ビスと競合している事業は ないですか。 <input type="text" value="ある"/>	主体	民間	【廃止可能性】 ある場合、当該事業の廃 止は可能ですか。 <input type="text" value="不可能"/>
			事業名	各種助成金	
	有効性	【類似重複】 本市の事務事業の中で、 目的や概要が類似する事 務事業はないですか。 <input type="text" value="ない"/>	根拠	民間助成とは異なり、市内 の実情に応じて柔軟に対 応・実施している為。	
			所管課		【統廃合可能性】 ある場合、当該事業の統 廃合は可能ですか。 <input type="text"/>
事業名					
【コスト削減】 今以上に、コストを削減す る余地はありますか。 <input type="text" value="ある"/>		根拠	市民の寄付金と市費を元に 運用する事業であるため、 寄付金が増えることで市費 が削減される余地はある。		
【財源確保】 今以上に、財源を確保す る方法がありますか。 <input type="text" value="その他"/>	根拠	寄付金を募ることで一般財 源が減少する。また「ふる さと納税」の一部を基金に 繰り入れている。			
	【成果向上】 今以上に、成果を向上させ る余地はありますか。 <input type="text" value="ある"/>	根拠	毎年コンスタントに事業 提案があり、新たな公益 的な事業を生み出している。		

ACTION	【平成29年度 取組み】	<input type="text" value="維持"/>	【平成30年度 方向性】	<input type="text" value="維持"/>
	平成29年度取組み	まちづくり基金事業の運 営を継続しながら、この 基金をステップにして、 提案型市民主役事業の 受け皿となる団体や、 国などの交付金・補助 金を受け比較的規模の 大きな事業を受託する 市民団体を育成する。	平成30年度計画	まちづくり基金事業の 運営を継続しながら、 この基金をステップに して、提案型市民主役 事業の受け皿となる 団体や、国などの交付 金・補助金を受け比較 的規模の大きな事業 を受託する市民団体 を育成する。

外部評価結果

【平成30年度 方向性】

委員会の意見

- 多くの方がこの制度を知ることができるようPRの強化をお願いしたい。
- 補助対象となる継続事業について、事業が発展し自立へと移行することを促進する観点から、補助率を段階的に引き下げるなど、審査委員会で検討していただきたい。

資料編

鯖江市行政評価委員会の開催経過

会議	開催日	内容
第1回	平成30年1月21日(日) 9:00～ 第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長および副委員長の選出 ・鯖江市の行政評価制度の概要 ・外部評価の実施手順 ・評価対象事務事業の抽出 【外部評価の実践(5事務事業)】 ・特定不妊治療助成事業 ・地域営農再生推進事業 ・鯖江の頑張るリーダー企業支援事業補助金 ・中学校自転車通学損害保険加入促進事業 ・市民提案による参加と協働のまちづくり事業 ・総括審査
	平成30年1月29日(月) 13:00～ 市長室	<ul style="list-style-type: none"> ・市長報告

鯖江市行政評価委員会委員名簿

氏名		役職等
井上 武史	◎	東洋大学 経済学部 准教授 総合戦略推進会議委員
杉森 和代		市民主役条例推進委員会委員
園 昇		鯖江商工会議所青年部会長
千葉 真貴子		谷口総合法律事務所鯖江支所 弁護士
野尻 利雄	○	鯖江市区長会連合会 副会長 総合戦略推進会議委員

(50音順：◎委員長 ○副委員長)

鯖江市行政評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 鯖江市が行う行政評価について、客観性および透明性を高めるため、鯖江市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 庁内組織による内部評価結果に関して調査および審議を行い、意見を述べること。
- (2) 行政評価制度の推進に関して意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市民、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に、委員長および副委員長各1人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策経営部めがねのまちさばえ戦略室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。